

要支援1～2（介護予防型訪問サービス用）

(1) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

サービス提供区分	訪問型独自サービスⅠ 週1回程度の利用が必要な場合 単位数 月(1,176) 日割り(39)		訪問型独自サービスⅡ 週2回程度の利用が必要な場合 単位数 月(2,349) 日割り(77)		訪問型独自サービスⅢ 週2回を超える利用が必要な場合 単位数 月(3,727) 日割り(123)	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
通常の場合 月ごとの定額制 (円/月)	13,077円	1割 1,308円	26,120円	1割 2,612円	41,444円	1割 4,145円
		2割 2,616円		2割 5,224円		2割 8,289円
		3割 3,924円		3割 7,836円		3割 12,434円
日割りとなる場合 (円/日)	433円	1割 44円	856円	1割 86円	1,367円	1割 137円
		2割 87円		2割 172円		2割 274円
		3割 130円		3割 257円		3割 411円

- ※ 「週〇回程度の利用が必要な場合」とあるのは、週当たりのサービス提供の頻度による区分を示すものですが、提供月により月間のサービス提供日数が異なる場合であっても、利用料及び利用者負担額は変動せず定額となります。
- ※ 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防型訪問サービス計画に定めたサービス提供区分よりも利用が少なかった場合、又は介護予防型訪問サービス計画に定めたサービス提供区分よりも多かった場合であっても、月の途中でのサービス提供区分の変更は行いません。なお、翌月のサービス提供区分については、利用者の新たな状態に応じた区分による介護予防型訪問サービス計画を作成し、サービス提供を行うこととなります。
- ※ 月ごとの定額制となっていますが、以下の場合は、( ) 内の日をもって日割り計算を行います。
- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
  - ・ 月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
  - ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
  - ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
  - ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

	加算	単位数	利用料	利用者負担額	算定回数等
要支援度による区分なし	訪問型独自サービス初回加算	200単位	2,224円	1割223円、2割445円、3割668円	初回月、2ヶ月空いた翌月
	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位	1,112円	1割112円、2割223円、3割334円	1月当たり
	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位	2,224円	1割223円、2割445円、3割668円	1月当たり
	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率（13.7%）を乗じて算出した額の1部負担金（利用者負担割合に応じる）			
	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率（4.2%）を乗じて算出した額の1部負担金（利用者負担割合に応じる）			
	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	1か月のご利用総単位数にサービス別加算率（2.4%）を乗じて算出した額の1部負担金（利用者負担割合に応じる）			

◎ 1単位を11.12円として計算しています。